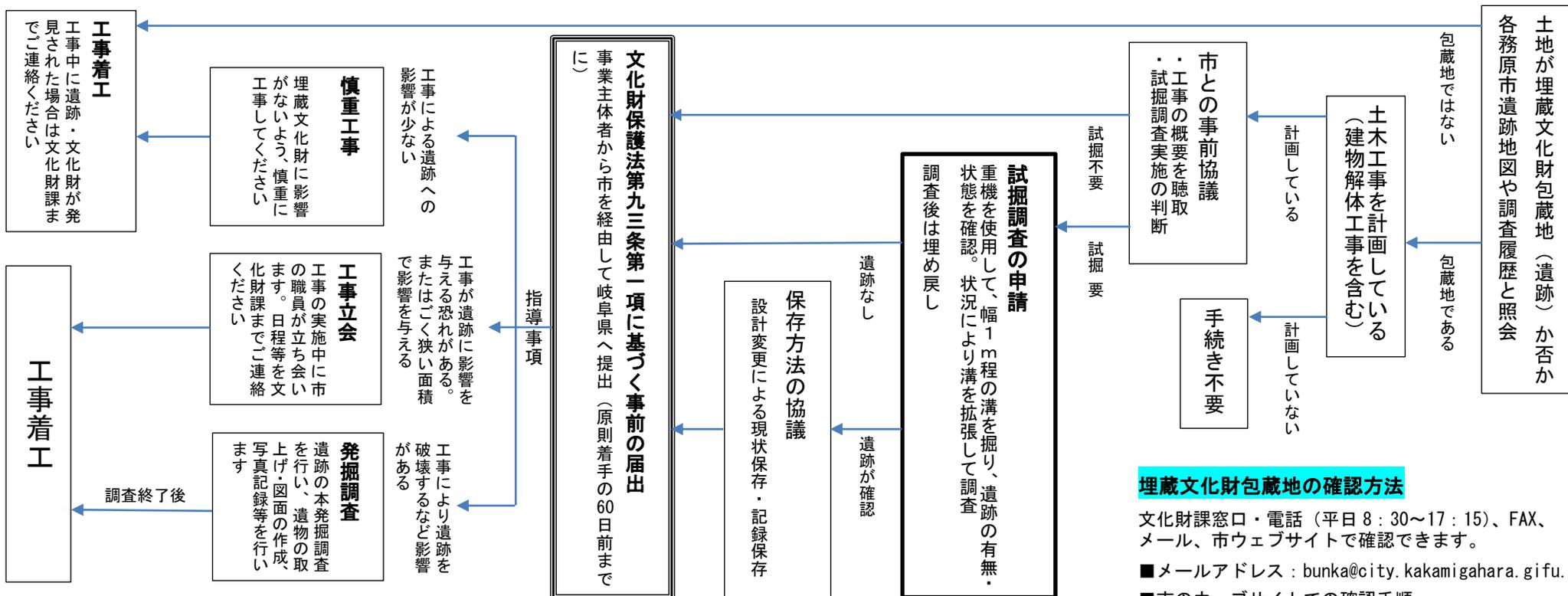


埋蔵文化財に関する手続きの流れ

埋蔵文化財包蔵地（遺跡や古墳）で土木工事を行う場合は、文化財保護法に定められている届出及び指示に準ずる必要があります。現在、その執行権限は文化庁から県へ委譲されているため、市を窓口として県から指示を受ける必要があります。



埋蔵文化財包蔵地の確認方法

文化財課窓口・電話（平日 8:30~17:15）、FAX、メール、市ウェブサイトで確認できます。

■メールアドレス：bunka@city.kakamigahara.gifu.jp

■市のウェブサイトでの確認手順

市ウェブサイト→事業者向け情報→土地・道路→土地利用に関すること→用途地域など各務原市都市計画情報の検索（県域統合型GIS）

※FAX・メールでの照会には地図を添付ください
 ※遺跡範囲の境界線上、範囲内かどうか不明確な場合は文化財課にお問い合わせください。

調査にかかる費用について

・試掘調査に費用はかかりません。
 ・発掘調査につきましては事業者が費用を負担がかかります。一定面積以内の個人住宅建設など、市が発掘調査の費用を負担できる場合があります。

各務原市教育委員会事務局 文化財課
 電話：058-383-1475 FAX：058-389-0218

申請・届出書類について 提出先：文化財課

試掘調査の申請
 埋蔵文化財包蔵地（確認・試掘）申請書 1部
 添付図面 付近の住宅地図、建物の配置図

文化財保護法第93条第1項に基づく事前の届出
 埋蔵文化財発掘（93条）の届出 2部
 添付図面 付近の住宅地図、建物の配置図
 基礎伏図、基礎断面図、地盤改良施行図

★各務原市ウェブサイトより申請書・届出書類がダウンロードできます
 市ウェブサイト → 便利なサービス → 申請書ダウンロード → 教育

保存方法の協議とは？

遺跡保護のため、設計を変更していただくよう協議します。道路敷設のように半永久的な工事については、工事内容に関わらず発掘調査が必要になる場合があります。

例として

- ・建物の配置変更
- ・盛土の実施（遺構面から30cmの保護厚の確保）
- ・地盤改良工事の計画変更

表層改良

遺構面から30cmの保護厚の確保

柱状改良

掘削面積の削減（鋼管杭に変更又は建築面積の10%以内）

